る川来公報

平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日)

号

外

(第 34 号)

目 次

公安委員会

○石川県警察職員の救慰金の支給に関する規則の一部を 改正する規則

1

公安委員会

石川県警察職員の救慰金の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第三号

石川県警察職員の救慰金の支給に関する規則の一部を改正する規則

正する。石川県警察職員の救慰金の支給に関する規則(昭和四十二年石川県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改

これを顧みる」に、「又は危害を加えられ」を「危害又は災害を受け」に、「重度障害」を「障害」に改める。第一条中「ついて、」の下に「危害を加えられ」を加え、「にかかわらずこれをかえりみる」を「にもかかわらず、

改める。第二条中「死亡救慰金、傷病救慰金及び重度障害救慰金」を「死亡者救慰金、傷病者救慰金及び障害者救慰金」に

条の二」に改める。第三条の見出し及び同条第一項中「死亡救慰金」を「死亡者救慰金」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第二

第四条(見出しを含む。)中「傷病救慰金」を「傷病者救慰金」に改める。

「重度障害」を「障害」に、「死亡救慰金」を「死亡者救慰金」に改める。第五条の見出し中「重度障害救慰金」を「障害者救慰金」に改め、同条中「重度障害救慰金」を「障害者救慰金」に、

「石川県公安委員会」を「公安委員会」に改める。第六条中「死亡救慰金、傷病救慰金及び重度障害救慰金」を「死亡者救慰金、傷病者救慰金及び障害者救慰金」に、

て特に生命の危険が予想される地域に出動した場合 六、〇〇〇万円)」を加える。別表第一中「死亡救慰金」を「死亡者救慰金」に改め、同表一の項中「三、四〇〇万円」の下に「(上官の命を受け

「三九万円」を「六〇万円」に、「四三万円」を「九〇万円」に改める。別表第二中「傷病救慰金」を「傷病者救慰金」に、「十五万円」を「二五万円」に、「二二万円」を「四〇万円」に、

別表第三を次のように改める。

別表第三 (第五条関係) 障害者救慰金

区 谷	組							
	紙一袋	第二級	第三一後	新 囚 稅	第五級	第六級		
一その功労が特に顕著	11、000万円	1、八00万円	一、大〇〇万円	1、四00万円	1′1100円円	1′000次円		
又はその行為が壮烈果	(上官の命を							
敢であつて真に警察職	受けて特に							
員のかがみとして称賛	生命の危険が							
されるもの	予想される地							
	域に出動した							
	場合 四、							
	1110円円)							
二~の功労が顕著又は	1、11年0万円	1、111五万円	1、000万円	人七五万円	七五〇万円	六二五万円		
その行為が積極果敢で								
あつて警察職員の模範								
と認められるもの								
三~の功労が多大又は	九〇〇万円	八一0万円	七110万円	大三〇万円	五四〇万円	四五〇万円		
その行為が警察職員の								
模範と認められるもの								
四一から三まで以外の	11100万田	こその方円	11回0万円	1110万円	一八〇万円	1 五0万円		
26				_				

備考 障害等級は、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二十九条第二項前段の区分によ 二十七号)第二十六条の五の規定の例による。

競									
維七級	第八級	第九級	第十談	第 十一	第十二後	第十三一級	第十回殺		
HOOKE	√00KE	100KE	KIOKE	出国の内田	四分〇七四	四十〇六日	11KOPE		
五六五万円	H00KE	EEORE	11140KE	11 E0 FE	11100RE	11代0万田	1 11 0 CE		
四〇五万円	IIKORE	1111101/1011	11人0万円	11月0万円	11110円円	九0万円	1 #0 KE		
11114万円	1110KE	110KE	100KE	九〇万円	人〇万円	ものだ田	KOKE		

るものとし、その決定は、同条第五項及び第六項並びに地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第

뭉

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。附・則	